国立研究開発法人日本医療研究開発機構の 中長期目標の変更について

I. 背景

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の中長期目標については、機構の発足に伴い、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の4第1項の規定に基づき、本年4月1日に、主務大臣(内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣)が策定し、機構に指示をしたところ。
- その後、独立行政法人の調達についての新たなルールを定めた「独立行政法人における調 達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)が策定され、各法 人は、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表、評価すること等が定められた。
- このことを踏まえ、同日付けで、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」が改正され、同 決定に掲げられた取組と整合するように目標を策定することとされたことから、同指針に基づき、 機構の中長期目標の変更が必要となっている。

Ⅱ.機構の中長期目標の変更案

Ⅳ. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組に関する事項

③適切な調達の実施

調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

中長期目標の改正案

Ⅳ. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組に関する事項

③適切な調達の実施

調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。